

生活福祉資金(コロナ特例貸付)

# 令和5年度から住民税非課税になった場合の 償還(返済)一部免除のご案内

令和4年3月末までに借入れ申込みされた緊急小口資金と総合支援資金(初回貸付)について、現在償還(借りているお金を返すこと)中であっても、**令和5年度の住民税が非課税**である世帯は、必要書類を提出し、社会福祉協議会から免除決定が通知されることで、貸付金の**一部が償還免除**となります。

**対象となる方は申請書を発行しますので、**

**7月31日までに借入れ申込みをされた市町村社会福祉協議会にご連絡ください。** (※8月31日までに申請手続きを行う必要があります)

## 1. 免除対象となる要件、必要書類など

償還免除要件	申請に必要な書類	免除対象となる資金種類
借受人および世帯主の令和5年度の住民税が均等割・所得割いずれも非課税と証明されている方 <small>※現在の世帯主が、借入時は借受人と別世帯の場合は、借受人が非課税であれば免除の対象になります。</small>	<input type="checkbox"/> 免除申請書→借入れ申込みをされた市町村社会福祉協議会にご連絡ください <input type="checkbox"/> いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 借受人および世帯主の令和5年度の住民税が非課税であることがわかる課税証明書(非課税証明書)	●緊急小口資金 ●総合支援資金(初回貸付)

※申請期間を過ぎた場合は、償還免除の手続きが遅れ、本来免除対象となる期間の償還も始まってしまいます。

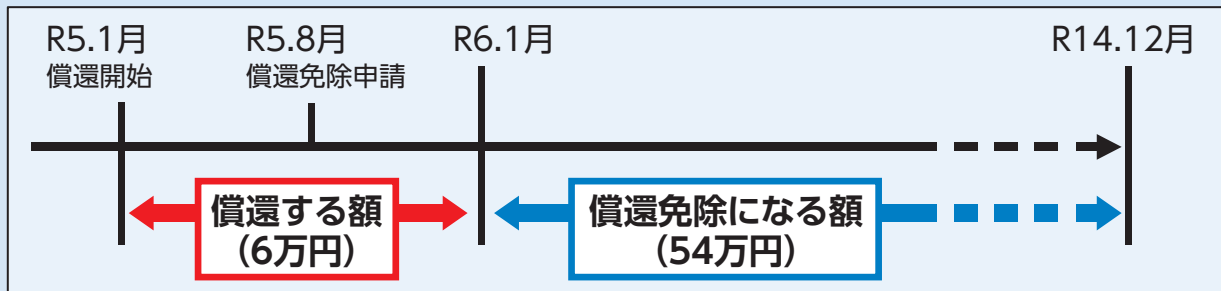
## 2. 免除対象となる範囲、金額について

令和5年8月31日までに免除申請すると、2年目以降の償還分が免除になります。(最初の1年間は償還する必要があります)

(例) 総合支援資金(60万円)を、令和5年1月から10年間(120回×5千円)で償還する計画の場合。

【償還する額】 6万円：令和5年1月～令和5年12月(1年間/12回分)

【償還免除になる額】 54万円：令和6年1月～令和14年12月(9年間/108回分)



## 3. 制度に関するお問い合わせ先 (個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談 コールセンター)

**Tel : 0120-46-1999** 受付時間：9時～17時(平日)